

四日市市上下水道局告示第15号

四日市市私有地内共同排水管設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年 3月17日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市私有地内共同排水管設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市私有地内共同排水管設置費補助金交付要綱（平成30年四日市市上下水道局告示第20号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 から 2 まで （略） （有効期限） 3 この要綱は、 <u>令和6年3月31日</u> 限りその効力を失う。	附 則 1 から 2 まで （略） （有効期限） 3 この要綱は、平成33年3月31日限りその効力を失う。

第1号様式から第5号様式を次のように改める。

四日市市私有地内共同排水管設置費補助金交付申請書

四日市市上下水道事業管理者

申請者

住所

氏名

印

電話番号

私道への共同排水管設置補助を受けたいので、四日市市私有地内共同排水管設置費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて共同排水管設置費補助金の交付を申請します。

なお、補助金が交付された場合には、下水道法第10条第1項及び同法第11条の3第1項並びに要綱の規定を遵守し、下水道事業受益者負担金及び下水道使用料を納付することを確約します。

共同排水管設置場所	四日市市
排水設備工事指定業者	印
共同排水管延長	
着工予定	年 月 日
完成予定	年 月 日
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・共同排水管の位置、土地所有者の区画及び共同排水管へ接続する家屋の配置図 ・共同排水管を設置する土地に係る公図の写し ・共同排水管を設置する土地に係る登記事項証明書 ・共同排水管に接続する建築物に係る登記事項証明書 ・共同排水管計画図面 ・共同排水管を設置する敷地の土地所有者全員の同意書（第2号様式） ・共同排水管に接続する家屋所有者の水洗化同意書（第3号様式） ・調査同意書（第4号様式及び第5号様式） ・その他管理者が必要と認める書類

《申請者の記載に当たっては、申請者の署名又は記名押印をすること。》

《排水設備工事指定業者の記載に当たっては、排水設備工事指定業者の署名又は記名押印をすること。》

※法人の場合は、当該法人の代表者の署名又は記名押印

第2号様式（第8条関係）

共同排水管設置同意書

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

以下の私道に共同排水管を設置することについて同意するとともに、当該共同排水管に申請人以外の者が下水を排除するために、共同排水管から分岐して個別の排水管等を設置すること及び継続して使用することについて承諾します。

また、当該私道の所有権を第三者に譲渡し、又は制限物件その他権利を設定し、若しくは譲渡する場合は、譲受人その他新たに権利を取得する者に対し、共同排水管設置部分の使用権を継承します。

共同排水管の設置場所	四日市市	
	同 意 欄	備 考
土地の所在	四日市市	
土地所有者名	Ⓜ	
土地所有者住所		
土地の所在	四日市市	
土地所有者名	Ⓜ	
土地所有者住所		
土地の所在	四日市市	
土地所有者名	Ⓜ	
土地所有者住所		
土地の所在	四日市市	
土地所有者名	Ⓜ	
土地所有者住所		

《土地所有者の記載に当たっては、土地所有者の署名又は記名押印をすること。》

※法人の場合は、当該法人の代表者の署名又は記名押印

水洗化同意書

四日市市上下水道事業管理者

以下の私道に共同排水管を設置されることについて同意します。

なお、補助金が交付された場合には、下水道法第10条第1項及び同法第11条の3第1項並びに要綱の規定を遵守し、下水道事業受益者負担金及び下水道使用料を納付することを確約します。

また、当該共同排水管の設置、管理等による紛争等については、要綱第3条第2号に規定する家屋所有者の責任によって処理します。

共同排水管の 設置場所	四日市市		
共同排水管に接続する 家屋の所有者氏名	共同排水管に接続する 家屋の所有者住所	印	備考

《共同排水管に接続する家屋の所有者の記載に当たっては、所有者の署名又は記名押印をすること。》

※法人の場合は、当該法人の代表者の署名又は記名押印

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

調 査 同 意 書

四日市市上下水道事業管理者

申請者

住所

氏名

印

電話番号

四日市市私有地内共同排水管設置費補助金交付要綱第4条に規定する下記の要件の調査を行うことについて同意します。

記

市税、水道料金、下水道使用料及び下水道事業受益者負担金の納付状況

《申請者の記載に当たっては、申請者の署名又は記名押印をすること。》

※法人の場合は、当該法人の代表者の署名又は記名押印

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

調 査 同 意 書

四日市市上下水道事業管理者

共同排水管に接続する家屋の所有者

住所

氏名

印

電話番号

四日市市私有地内共同排水管設置費補助金交付要綱第6条に規定する下記の要件の調査を行う
ことについて同意します。

記

市税、水道料金、下水道使用料及び下水道事業受益者負担金の納付状況

《共同排水管に接続する家屋の所有者の記載に当たっては、所有者の署名又は記名押印をすること。》

※法人の場合は、当該法人の代表者の署名又は記名押印

第8号様式を次のように改める。

四日市市私有地内共同排水管設置費補助金変更交付申請書

四日市市上下水道事業管理者

住所

氏名

印

電話番号

年 月 日付け 第 号 により交付決定を受けた共同排水管設置費補助金について、次のとおり変更（又は中止を）したいので、四日市市私有地内共同排水管設置費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

共同排水管設置場所	四日市市
排水設備工事指定業者	印
共同排水管延長	
当初交付決定額	
変更内容	
添付書類	・変更内容が確認できる書類 ・その他管理者が必要と認める書類

《申請者の記載に当たっては、申請者の署名又は記名押印をすること。》

《排水設備工事指定業者の記載に当たっては、排水設備工事指定業者の署名又は記名押印をすること。》

※法人の場合は、当該法人の代表者の署名又は記名押印

第10号様式を次のように改める。

第10号様式（第13条関係）

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

住所

氏名

印

電話番号

四日市市私有地内共同排水管設置費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号 で交付決定を受けた共同排水管設置費補助金について、工事が完了したので、四日市市私有地内共同排水管設置費補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり実績報告します。

共同排水管設置場所	四日市市
下水道接続戸数	戸
排水設備指定業者	印
工事完成年月日日	年 月 日
共同排水管延長	
添付書類	<ul style="list-style-type: none">・共同排水管出来形図面・共同排水管の設置にかかる工事代金請求書の写し・共同排水管の設置にかかる工事代金支払額を証する領収書の写し・その他管理者が必要と認める書類

《申請者の記載に当たっては、申請者の署名又は記名押印をすること。》

《排水設備工事指定業者の記載に当たっては、排水設備工事指定業者の署名又は記名押印をすること。》

※法人の場合は、当該法人の代表者の署名又は記名押印

第12号様式を次のように改める。

四日市市上下水道事業管理者

住所

氏名

印

電話番号

四日市市私有地内共同排水管設置費補助金支払請求書

年 月 日付け 第 号 で交付の額の確定を受けた共同排水管設置費補助金について、四日市市私有地内共同排水管設置費補助金交付要綱第16条により、下記のとおり請求します。

記

- 1. 共同排水管設置場所 四日市市
- 2. 交付確定額 円
- 3. 補助金請求額 円
- 4. 補助金振込口座（口座振込申出書） ※申請者本人の口座に限ります。

金融機関名	支店支所名	銀行 信組	信金 農協	支店 支所
預金の種類	1. 普通（総合） 2. 当座 3. その他			
口座番号				
口座名義 （カタカナ）				

《申請者の記載に当たっては、申請者の署名又は記名押印をすること。》

※法人の場合は、当該法人の代表者の署名又は記名押印

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正は、令和3年3月31日から施行する。

(上下水道局生活排水課)